

# 令和8年8月1日までに 資格情報のお知らせ・ 資格確認書の どちらかを お送りします

令和8年8月以降の  
証発行の取扱いについて、  
年齢とマイナ保険証の  
利用回数により、  
「資格情報のお知らせ」もしくは  
「資格確認書」を交付します。  
マイナ保険証もしくは、  
資格確認書にて資格情報の  
確認を行ってください。

令和8年8月以降の**東京広域**での取扱いについて（都道府県ごとに対応が異なります）

次の条件を全て満たす方へは「資格情報のお知らせ」を、満たさない方及び過去に「申請による資格確認書の交付」の申請をされた方（※②）へは、「資格確認書」をお送りします。

## 条件

- 令和8年8月1日時点で84歳以下である。
- マイナ保険証（保険証として利用登録をしたマイナンバーカード）を保有している。
- 過去1年間で6回以上マイナ保険証を利用して医療機関等を受診・利用したことがある。
- 概ね直近3か月以内に1回以上マイナ保険証を利用して医療機関等を受診・利用したことがある。

※マイナ保険証をお持ちの方も、以下の①、②に該当する場合は、申請により「資格確認書」の交付を受けることができます。ご希望の方は、お住まいの市区町村の担当窓口へ申請が必要です。

- ①マイナンバーカードを紛失した方、更新中の方
- ②介助者等の第三者が本人に同行して資格確認の補助をする必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難である方

## 資格情報の確認方法

マイナ保険証もしくは資格確認書により、被保険者の資格情報の確認を行ってください。

### マイナ保険証について

医療機関・薬局に備え付けの顔認証付きカードリーダーなどから資格情報の確認を行ってください。

※オンライン資格確認でマイナ保険証の読み取りができない場合は、**マイナ保険証と一緒に**被保険者が自身のスマートフォンで表示した「マイナポータル」の資格情報画面または「資格情報のお知らせ」を提示することで受付可能となります。

※マイナンバーカードの有効期限は10年ですが、カードに格納されている電子証明書の有効期限は5年です。有効期限までに更新できないまま受診しても、有効期限が切れてから3か月は健康保険証として利用可能です。

裏面もご確認ください

# 資格情報のお知らせについて

84歳以下の被保険者で、マイナ保険証を普段からご利用されている方(★)

★(①②ともに満たす方)

- ①過去1年間で6回以上マイナ保険証を利用して医療機関等を受診・利用したことがある。
- ②概ね直近3か月以内に1回以上マイナ保険証を利用して医療機関等を受診・利用したことがある。

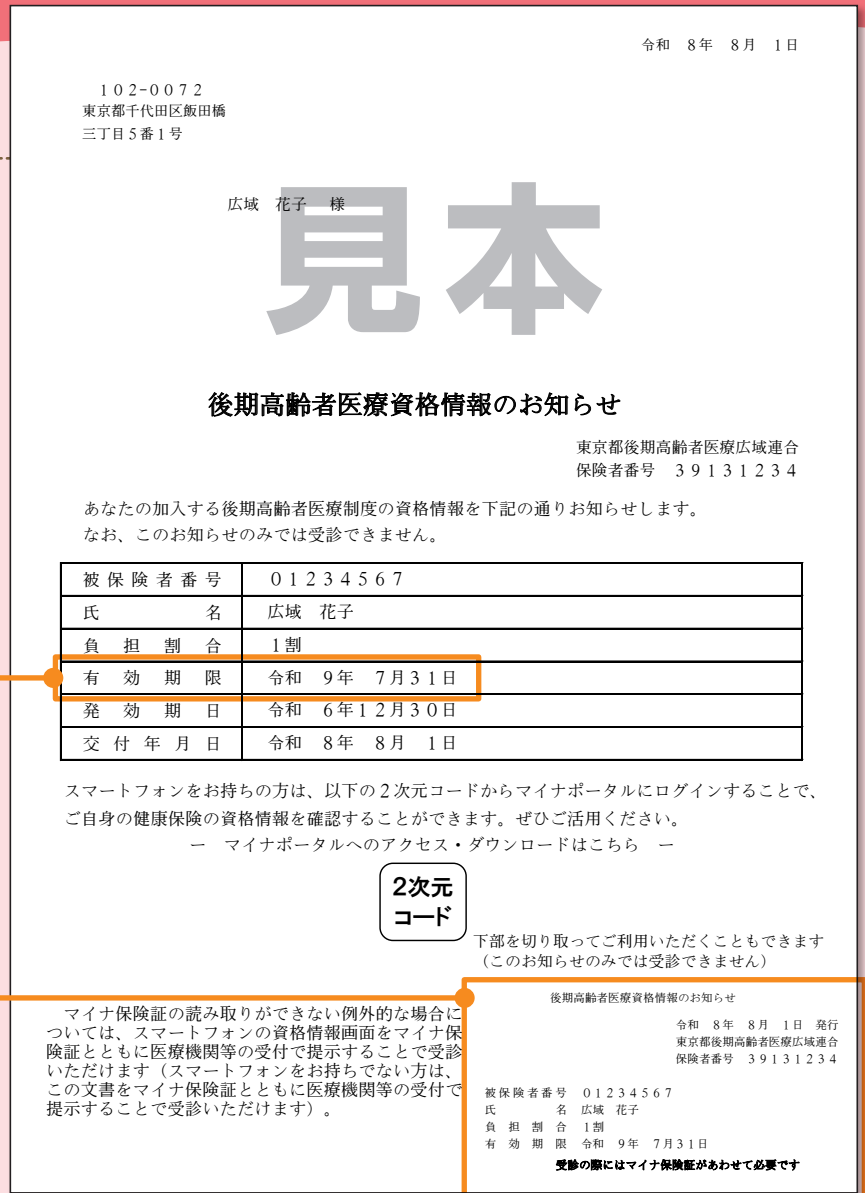
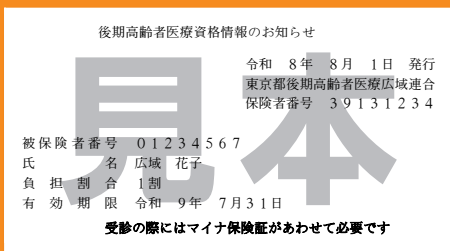
## 資格情報のお知らせとは

ご自身の資格情報を確認するものです。

医療機関や薬局の受付でマイナ保険証の読み取りができない場合に、マイナ保険証と一緒に提示するものです。

資格情報のお知らせの有効期間は、**最長1年間(令和9年7月31日まで)**です。  
普通郵便で被保険者へお送りします。

右下部分を切り取って資格情報のお知らせとして使用できます。

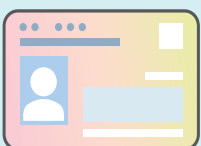


※一部負担金の割合は、1割・2割・3割の3区分です。

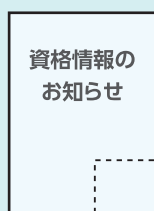
※これは見本です。実際の資格情報のお知らせとはやや異なる場合があります。

## マイナ保険証で読み取りができない場合の受診方法

マイナンバー  
カード



資格情報の  
お知らせ



or

マイナポータルの  
資格情報画面  
(ダウンロード画面でも可)



資格情報のお知らせや  
マイナポータルの  
資格情報画面だけでは  
保険診療が受けられません  
のでご注意ください。



# 資格確認書について

85歳以上の全ての被保険者、または84歳以下の被保険者で、  
マイナ保険証を普段から利用されていない方

8月からの  
資格確認書(水色)

後期高齢者医療資格確認書

被保険者番号 01234567 有効期限  
令和 9年 7月31日

住所 千代田区飯田橋三丁目5番1号

氏名 広域 花子

生年月日 昭和24年12月30日 性別 女

資格取得年月日 令和6年12月30日

交付年月日 令和8年8月1日

負担割合・発効期日 **1割**  
令和6年12月30日

① 限度区分・発効期日

① 長期入院該当日

② 特定疾病区分・発効期日

被保険者番号 3 9 1 3 1 2 3 4

被保険者名 東京都後期高齢者医療広域連合 公印

新しい資格確認書の有効期間は、  
最長1年間(令和9年7月31日まで)  
です。簡易書留もしくは特定記録  
で、被保険者へお送りします。



## 任意記載事項の詳細(任意記載事項が無い方は空欄)

- ① 一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の適用の区分、適用区分の発効期日、長期入院該当がある場合の該当日
- ② 認定を受けた特定疾病を指す区分とその発効期日
  - 区分A:人工透析が必要な慢性腎不全
  - 区分B:先天性血液凝固因子障害の一部(血友病)
  - 区分C:血液凝固因子製剤の投与に起因する(血液製剤による)HIV感染症

- 1 一部負担金(自己負担)の割合は、1割・2割・3割の3区分です。毎年8月1日を基準に負担割合の判定のもととなる収入・所得が変わるため、**令和8年8月1日以降は一部負担金(自己負担)の割合が前年度から変更となる方がいます**ので、ご注意ください。
- 2 マイナンバーカードの健康保険証利用により、オンライン資格確認等システムで被保険者資格を確認できる場合は、資格確認書の提示は不要となります。

限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)および限度額適用認定証(限度額認定証)は、交付を終了しました。お住まいの市区町村への申請により、限度区分を記載した資格確認書を交付しています。

## 特定疾病療養受療証について

引き続き交付されます。

- 1 有効期限はなく、更新はありません。
- 2 オンライン資格確認等システムにより特定疾病区分を確認できる場合は、特定疾病療養受療証の提示は不要となります。
- 3 申請により、**特定疾病区分を記載した資格確認書を交付**することもできます。この場合、特定疾病療養受療証の提示は不要となります。特定疾病区分の詳細は上記「資格確認書について」をご参照ください。

後期高齢者医療特定疾病療養受療証

交付年月日 令和 8年 8月 1日

認定疾病名

被保険者番号 01234567

被保険者住所 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号

被保険者氏名 広域 花子

生年月日 昭和 5年12月30日

発効期日 令和 8年 8月 1日

被保険者番号並びに保険者の名称及び印 31011311234 公印

特定疾病療養受療証の見本

裏面もご確認ください

## 保険料について

保険料は被保険者一人ひとりにかかります。

保険料は、**医療分**と**子ども・子育て支援金分**とで構成され、被保険者に均等にご負担いただく均等割額と被保険者の前年の所得に応じてご負担いただく所得割額の合計額となります。

**医療分**とは、被保険者のみなさまが病気やケガをしたときの医療費などの支払いに充てるため、医療費総額の一定割合をご負担いただく金額です。

**子ども・子育て支援金分**とは、全世代の方や企業から拠出いただいた支援金による子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みとして導入された「子ども・子育て支援金制度」によりご負担いただく金額です。

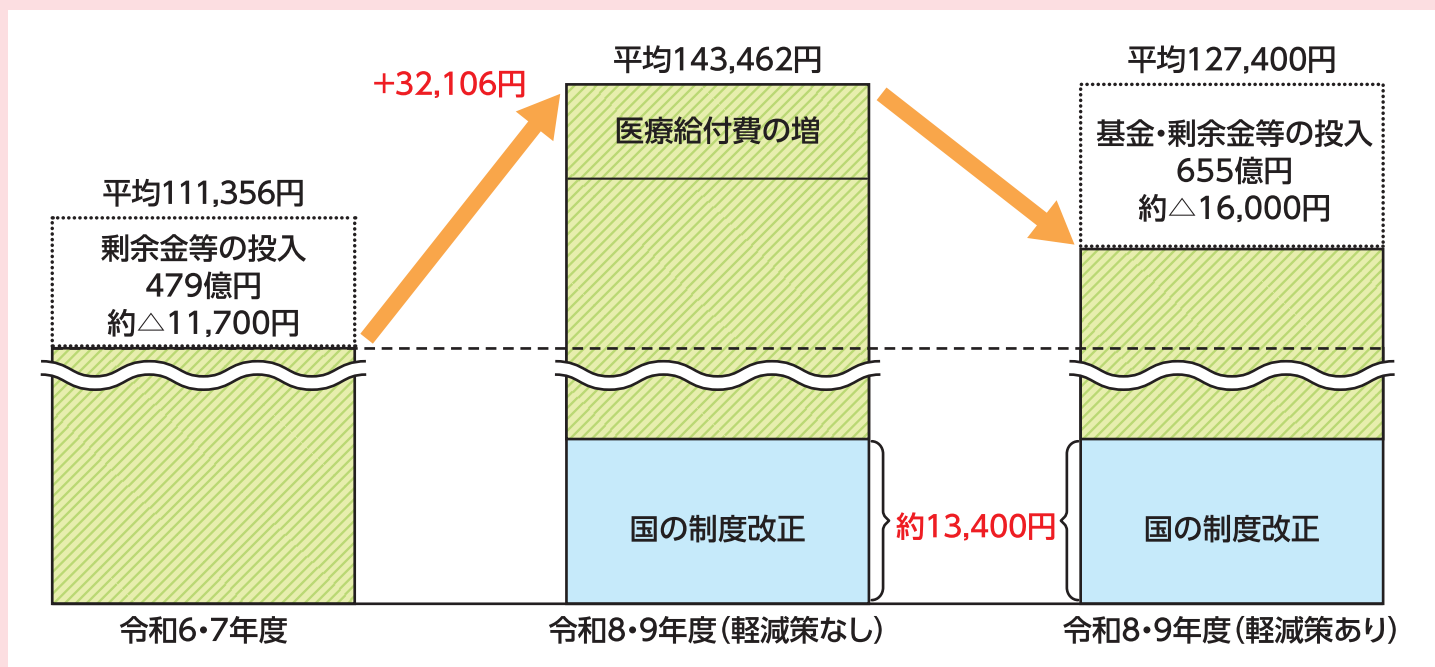
年度の途中で新たに後期高齢者医療制度の対象となった方や、都外から転入された方は、その月から月割で保険料を計算します。

## 保険料率を改定しました

### 令和8年度保険料率

区分	均等割額	所得割率
<b>医療分</b>	53,300円	9.88%
<b>子ども・子育て支援金分</b>	1,300円	0.26%

令和8・9年度は、国の制度改正（高齢者負担割合の見直し、子ども・子育て支援金の導入、診療報酬改定など）と、後期高齢者の増加に伴う医療給付費の伸びが影響し、一人あたりの平均保険料が大幅に上昇することが見込まれました。そこで、被保険者のみなさまのご負担を少しでも抑えるため、基金・剰余金等の計655億円を投入することで合計約16,000円分の平均保険料上昇を抑制しました。



お問合せ先

東京都後期高齢者医療広域連合 お問合せセンター  
TEL:0570-086-519 FAX:0570-086-075